

# 水資源開発基本計画影響調査実施要領

平成22年4月1日付け21農振第2152号

最終改正 令和3年4月1日付け2農振第2685号

## 第1 趣 旨

水資源開発水系（以下「水系」という。）においては、域内の経済社会状況の変化等を踏まえ、水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を適宜見直している。その際、農林水産省は、水系内の土地利用や営農体系の変化を把握し、将来の農業用水需給予測や農業利水者への負担等の影響を計画に反映させる必要がある。

このため、水資源開発基本計画影響調査（以下「影響調査」という。）を実施し、各水系において、土地利用形態及び営農形態の多様化などを調査することにより、水資源の適正な利用、保全及び合理的な水利秩序の形成に資することを目的とするものである。

## 第2 調査水系の要件

調査対象となる水系は、かんがい排水事業の実施又は変更が見込まれる水系であって、基本計画に記載される次の事項のいずれかを定めるために必要な第6に定める調査を実施する必要がある水系とする。

- (1) 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標
- (2) (1)の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- (3) その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

## 第3 調査の申請

### 1 独立行政法人水資源機構理事長の要請により行う調査

- (1) 独立行政法人水資源機構理事長（以下「理事長」という。）は、第2の要件を満たす水系について影響調査の実施を希望する場合は、調査開始希望年度の前年度の5月末日までに別紙1による調査要請書（以下「要請書」という。）を影響調査の対象地域を管轄する地方農政局長に提出するものとする。
- (2) 要請書の提出を受けた地方農政局長は、影響調査の対象地域を管轄する都府県の意見を求めるとともに、要請書の内容を検討した上で、別紙2の調査申請書（以下「申請書」という。）を調査開始希望年度の前年度の6月末日までに農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。

## 2 地方農政局長の提案により行う調査

地方農政局長は、管轄地域内で調査実施の必要があると判断した場合は、影響調査の対象地域を管轄する都府県の意見を求めるとともに、別紙2の申請書を作成し、調査開始希望年度の前年度の6月末日までに農村振興局長に提出するものとする。

## 第4 調査水系の決定

農村振興局長は、第3の1の(2)又は第3の2により提出された申請書について審査を行い、第2に規定する要件に適合し、かつ、国の予算の範囲内において調査開始希望年度から本調査を実施することが適当であると認めるときは、当該年度から調査を実施すべき水系として決定の上、地方農政局長等に通知するものとする。

## 第5 調査の実施

- 1 地方農政局長は、第4の通知を受け、調査を実施するものとする。
- 2 地方農政局長は、調査を実施するに当たっては、独立行政法人水資源機構、関係都府県その他関係機関と緊密な協力のもとに行うものとする。

## 第6 調査の内容

影響調査は、以下に掲げる項目について行うことを原則とする。

### (1) 水資源開発基本計画影響把握調査

営農体系の変化等により、農業用水の利用形態に大きな変化が見込まれる場合、次に定める項目等の基礎データを収集し、農業用水需給実績及び農業用水需給想定への影響を調査・検討するものとする。

- ① 気象、水文調査（降水量、河川流量等）
- ② 土地利用状況調査（受益面積、営農状況等）
- ③ 水利現況調査（水源状況、取水実態、問題点の把握等）
- ④ 農業振興政策調査（地域農業振興計画等）
- ⑤ 環境調査（水質、地盤沈下等）

### (2) 農業利水者影響調査

(1)の調査の結果に基づく、適正な他種利水者との水利用配分（他種利水者との用水の配分計画等）及び農業利水者の適正な負担について、次に定める項目等の基礎データを収集し、調査・検討するものとする。

- ① 需要量調査（水需要計算等）

- ② 水源運用調査（水収支計算等）
- ③ 施設構想調査（施設の基本設計、概算建設費等）
- ④ 用途別区分調査（用途別期別取水量、総取水量整理等）
- ⑤ 農業利水者負担の検討（需要量の増減、施設整備等）

## 第7 調査の実施期間

調査の実施期間は、原則として、3年以内とする。

## 第8 調査に要する経費の負担

調査に要する費用は全額国庫負担とする。

## 第9 調査結果の報告

地方農政局長は、調査を実施した年度の3月末日までに調査報告書を農村振興局長に提出するものとする。

## 第10 施行期日

本要領は、平成22年4月1日から施行する。

## 第11 調査水系の申請の特例

平成22年度調査の実施については、第3の1の（2）又は第3の2の規定にかかわらず、平成22年5月末日までに申請書を農村振興局長に提出するものとする。

## 附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

番 号  
年 月 日

地方農政局長 あて

水資源機構理事長

年度 水資源開発基本計画影響調査要請書

水資源開発基本計画影響調査実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2152号）第3の1の規定に基づき、下記水系について、新規（又は継続）調査の実施を願いたく要請します。

記

1. 水系名
2. 調査予定期間 年度～ 年度（ヶ年間）
3. 調査水系の概要

項 目	内 容
水資源機構営事業の完了事業数	
事業概要	様式1及び様式2添付
対象地域の面積	田 ha 畑 ha

4. 実施見込みの事業の目的
5. 調査を実施する必要性

（注）「様式1」の「調査方針及び内容」を可能な限り詳細に記載する。

番 号  
年 月 日

農村振興局長 あて

地方農政局長

年度 水資源開発基本計画影響調査申請書

下記調査水系について、水資源開発基本計画影響調査実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2152号）第2に掲げる要件に該当し、新規（又は継続）調査の必要があると認められるので、同要領第3の1の（2）（又は第3の2）の規定に基づき申請します。

記

1. 水系名
2. 調査予定期間 年度～ 年度（ヶ年間）
3. 調査水系の概要

項 目	内 容
国営土地改良事業の完了地区数	
地区概要	様式1及び様式2添付
対象地域の面積	田 ha 畑 ha

4. 国営区域の調査を実施する必要性
5. 調査要請書（写し）

- (注) 1. 「様式1」の「調査方針及び内容」を可能な限り詳細に記載する。  
2. 「5. 調査要請書（写し）」は本要領第3の1の調査に該当する場合とする。

(様式1) 水資源開発基本計画影響調査 調査対象水系概要表

調査水系の概要	水系名					県名					調査内容及び内容	調査の必要性			
	主務大臣					関係市町村						調査方針	調査期間		
	事業目的	農業用水	最大取水量	m <sup>3</sup> /s									年度 ～ 年度 (ヶ年間)		
		水道用水	最大取水量	m <sup>3</sup> /s			関係土地改良区等								
	工業用水	最大取水量	m <sup>3</sup> /s												
	受益面積	水田	普通畑	樹園地	その他	計									
		ha	ha	ha	ha	ha									
	水系内地区・事業名											調査スケジュール			
	費用負担内訳		建設事業費 (千円)	建設アロケ (%)	年管理費 (千円)	管理アロケ (%)	調査項目	初年度	2年目	3年目					
		農業用水					・								
水道用水						-----									
工業用水						・									
計						-----									
建設期間	年 月 ～ 年 月	事業経緯								年度別調査費 (千円)					
管理状況										全体調査費 (千円)					
										地区の特記事項					

(様式2)

〇〇水系概要図

<p>(注) 調査区域の概要図</p>	〇〇県	
	(注) 位置図を添付	
	受益面積 (ha)	
	水田	
	普通畑	
	樹園地	
	計	
	凡 例	
	頭首工	
	幹線用水路	
	支線用水路	
	揚水機場	
	適宜追加	

(〇〇年〇〇月作成)